

○山陽小野田市水道使用水量の認定及び水道料金の減免に関する規程

平成29年4月12日

水道事業管理規程第4号

改正 令和 年 月 日水管規程第 号

山陽小野田市水道使用水量の認定及び水道料金の減免に関する規程（平成17年山陽小野田市水管規程第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、山陽小野田市水道事業給水条例（平成17年山陽小野田市条例第195号。以下「条例」という。）第31条に規定する使用水量の認定及び第37条に規定する水道料金の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において「使用水量」とは、条例第21条及び第30条の規定により決定した水量とする。

2 この規程において「推定水量」とは、山陽小野田市水道事業給水条例施行規程（平成17年山陽小野田市水管規第24号。以下「施行規程」という。）第34条の規定により決定した水量とし、1m³未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

3 この規程において「更正水量」とは、次の式により算定した水量（端数があるときはこれを切り捨てた水量）とする。

$$\text{更正水量} = \text{使用水量} - (\text{使用水量} - \text{推定水量}) \times 1/2$$

（調査）

第3条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、施行規程第33条の規定に基づき使用水量の通知についての異議の申出があった場合は、水道メーターの点検（以下「点検」という。）の誤り及び水道メーター（以下「メーター」という。）の故障等の確認を速やかに行わなければならない。

2 前項の定めによる調査の結果、点検に誤りがあった場合は、速やかに使用水量及び水道料金の更正をしなければならない。

（使用水量の認定の対象）

第4条 条例第31条に規定する使用水量の認定の対象は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) メーターの故障、埋没又は不在等により点検ができないもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特別の事由があると認めたもの
(使用水量の認定)

第5条 前条で規定する使用水量は、推定水量を使用水量と認定するものとする。

(水道料金の減免の対象)

第6条 水道料金の減免の対象は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) メーターの口径が13mm及び20mmの給水装置からの漏水において、地下漏水等で発見が困難と認められた場合で、速やかに山陽小野田市指定給水装置工事事業者により適正な修理を完了したもの。ただし、官公署、学校、各種法人又は営利目的のみの使用の給水装置については除くものとする。

- (2) 山陽小野田市水道局（以下「水道局」という。）によるメーター交換後、半年以内の漏水で、その原因が水道局にあると認められる次のいずれかに該当する場合とし、当該復旧に要する費用は、必要と認められる範囲に限り、水道局負担とする。

ア メーター口径13mm及び20mmで、メーターから管延長50cm以内の漏水

イ メーター口径25mm以上のねじ式で、メーターユニオンからの漏水

ウ フランジ式で、メーター接続部のパッキン不良による漏水

- (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第2号の規定又はそれに準じた災害救助に使用したもの

- (4) 配水管工事、修理工事その他水道局の原因により発生した赤水等濁水の放水に使用したと認められるもの

- (5) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定により受入れた他の都道府県の被災住民であり、かつ、同法第90条の2で規定する罹災証明書の交付を受け提示をしたもの。ただし、管理者が特に認

めた場合はこの限りでない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特別の事由があると認めたもの

2 前項各号に掲げる減免の対象期間は、次の各号とする。

(1) 前項第1号については、当該事由が発生した期分（点検を行った日の属する月及びその前月分）とする。ただし、事由発生期間が複数の期分にあつた場合においては、修理が完了した期分又は修理が完了した前の期分のいずれかの使用水量が多い期分を対象とする。

(2) 前項第2号から第4号及び第6号については、当該事実が発生した期分を対象とする。

(3) 前項第5号については、受入れた事実が発生した日から半年経過した日までの属する期分までとする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(水道料金の減免の算定方法)

第7条 水道料金の減免額の算定方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号については、次の式により算定した水道料金を減免する。

$$\text{水道料金の減免額} = \text{使用水量から算定した水道料金} - \text{更正水量から算定した水道料金}$$

(2) 前条第1項第2号から第3号までについては、次の式により算定した水道料金を減免するものとする。

$$\text{水道料金の減免額} = \text{使用水量から算定した水道料金} - \text{推定水量から算定した水道料金}$$

(3) 前条第1項第5号については、使用水量から算定した水道料金の全額を減免するものとする。

(4) 前条第1項第4号又は第6号については、管理者が別に定めるものとする。

(減免の申請)

第8条 第6条に規定する水道料金の減免を受けようとする者は、水道料金減免申請書兼工事証明書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

ただし、同条第1項第2号から第4号までに該当した場合は、この限りでない。

- 2 第6条第1項第1号に該当する申請の場合は、前項で規定する申請書に、工事現場写真（漏水箇所の工事着手前及び工事完了後）を添えなければならない。

（減免等の通知）

第9条 前条の規定による申請書の提出があったときは、減免等の結果について、当該水道使用者に通知するものとする。

（適用除外）

第10条 水道使用者が給水装置の修理を怠った場合又は給水装置の善良な管理義務を怠ったために生じた事故については、この規程を適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山陽小野田市水道使用水量の認定及び水道料金の減免に関する規程は、平成29年5月1日以後の点検分から適用し、同日前の点検に基づく使用水量については、なお従前の例による。
- 3 改正前の山陽小野田市水道使用水量の認定及び水道料金の減免に関する規程（平成17年山陽小野田市水管規程第23号）に規定する様式は、当分の間使用することができる。この場合において、様式中「（第6条関係）」とあるのは「（第8条関係）」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の山陽小野田市水道使用水量の認定及び水道料金の減免に関する規程（平成17年山陽小野田市水管規程第23号）に規定する様式は、当分の間使用することができる。

様式第1号（第8条関係）

水道料金減免申請書兼工事証明書

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者 あて

住所
(申請者) 氏名
電話番号

山陽小野田市水道事業給水条例第37条に規定する水道料金の減免を受けたいので、山陽小野田市水道使用水量の認定及び水道料金の減免に関する規程に基づき申請します。

台帳番号	
給水装置設置場所	
フリガナ	
水道使用者名	
減免申請事由 (いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 発見困難な地下漏水等 <input type="checkbox"/> その他()

工事施工業者証明	
修繕箇所 (いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 地下 <input type="checkbox"/> 床下 <input type="checkbox"/> 壁内 <input type="checkbox"/> その他()
工事着工日	年 月 日
工事完了日	年 月 日
以上のとおり漏水修理工事を実施しました。 年 月 日 印	

※規程第6条第1項第1号に該当する場合の添付書類

- ・ 工事現場写真（漏水箇所の工事着手前及び工事完了後）